

## 藤沢市農地利用最適化推進委員募集要領

農地利用最適化推進委員の任期が満了になることに伴い、次のとおり農地利用最適化推進委員を募集します。

### 1 農地利用最適化推進委員の主な業務の内容

- (1) 担当区域内において、農地利用の最適化のための地域計画など地域の農業者の話し合いの推進、農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を推進するための活動や調査、農業者の意向確認などの現場活動を行います。
- (2) 農業委員会の総会等において、農地利用の最適化の推進に関する意見陳述及び担当地区における活動状況の報告を行います。

### 2 募集人員

11人

### 3 地区及び担当区域

地区	担当区域	委員数
御所見・遠藤地区	用田、葛原、菖蒲沢、打戻、獺郷、宮原、遠藤	5人
六会・長後地区	長後、高倉、土棚、下土棚、今田、円行、円行1～2丁目、桐原町、石川、石川1～6丁目、湘南台1～7丁目、天神町1～3丁目、亀井野、亀井野1～4丁目、西俣野	4人
藤鶴・村岡・明治地区	上記以外の区域	2人

### 4 任期

委嘱の日 2026年(令和8年)7月20日から2029年(令和11年)7月19日までの3年間

### 5 身分及び報酬等

- (1) 身分 藤沢市非常勤特別職員
- (2) 報酬 (藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例で規定された額)  
委員 月額38,600円

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は推薦を受け、又は応募することができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

がなくなるまでの者

- (3) 藤沢市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者
- (4) 藤沢市税の滞納者
- (5) 違反転用及び遊休農地の指導対象者
- (6) 藤沢市が設置する他の附属機関の委員
- (7) 藤沢市の職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員に限る。）

## 7 推薦及び応募の方法等

担当区域ごとに募集をします。所定の様式に必要事項を記入の上、申し込んでください。

### (1) 様式

- ① 農業者が推薦する場合の推薦書 様式第1号
- ② 農業者が組織する団体等が推薦する場合の推薦書 様式第2号
- ③ 応募する場合の申込書 様式第3号

### (2) 様式の入手方法

- ① 配布場所 農業委員会事務局（分庁舎7階）、農業委員会事務局（分庁舎7階）市ホームページからもダウンロードできます。
- ② 配布期間 2026年(令和8年)2月27日(金)～2026年(令和8年)3月30日(月) 土・日・祝祭除く

## 8 推薦・応募受付期間等

2026年(令和8年)3月2日(月)～2026年(令和8年)3月31日(火)必着  
※土・日・祝祭除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

## 9 提出方法

農業委員会事務局（分庁舎7階）に直接持参又は郵送（2026年(令和8年)3月31日(火)必着）で

**【郵送の場合の送付先】**

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市農業委員会事務局

## 10 募集状況の公表

農業委員会等に関する法律の規定に基づき、受付期間の中間期及び終了時に、推薦書又は申込書に記載された事項（住所及び電話番号を除く。）を公表しますので、あらかじめご了承ください。

## 11 選考方法

藤沢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに候補者の選考を行います。なお、必要に応じて面接を行う場合があります。

選考結果については、6月下旬までに推薦者及び応募者に郵送にて書面で通知します。

## 12 その他

- (1) 農業委員会委員との兼任はできません。
- (2) 提出書類に記載された事項について、「6 推薦を受ける者及び応募する者の資格」に該当する項目を関係機関等に照会しますのであらかじめご了承ください。
- (3) 提出いただいた推薦書、申込書及び添付書類は返却しません。
- (4) 本申込みに係る一切の費用は提出者の負担とします。
- (5) 提出された書類に記載された情報は、本目的以外では利用しません。

## 13 問い合わせ先

藤沢市農業委員会事務局 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
0466 (50) 3565 (直通)

以 上